

第1編 総則

第1節 計画策定の趣旨

1 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条及び「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものであり、平常時に実施する防災対策、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震注意情報が発表された場合、町の地域に係る災害について、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

また、この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災上必要と思料される諸施策の基本を、町、関係機関、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

2 計画の修正及び推進

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

各関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 必要に応じた計画に基づくマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアルの定期的な点検
- 他の計画（総合計画等）の防災の観点からのチェック

3 長野県地域防災計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

4 計画の周知徹底

町職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、地域防災計画に寄与するものとする。

第2節 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

1 基本方針

この計画は、町の防災に関し、国・地方公共団体、その他の公共機関、防災関係機関、事業所、自主防災組織及び住民等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害による被害を極力減ずるため災害予防、災害応急、災害復旧及び復興並びにその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立並びに推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

(1) 災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。また、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い地域構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による防災思想・災害知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。

なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(エ) 災害時の応急対策、その後の復旧及び復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(オ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、ドローンやSNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

- (カ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (キ) 防災活動拠点の整備、防災情報の周知及び収集・伝達体制の核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等を積極的に支援する。また、住民のおかれた環境を知らせるため、町の災害危険箇所の周知と啓発を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。また、防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。
- (ク) 避難場所の指定、誘導と収容体制の整備
地区公民館、小・中学校、公園空地等の避難場所確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所等の検討並びに整備体制の充実を図る。
- (ケ) 防災意識の高揚と組織体制の整備
住民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災活動への参加を促し、自主防災思想の普及・徹底を図る。また、災害発生おそれのあるとき及び災害発生直後の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。
- (コ) 緊急輸送体制の整備
災害の発生時の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。
- (サ) 地震防災対策
地震による災害から住民の生命、身体及び財産を確保するため、各施設等の整備にあたっては、地震災害に対処するための事業の実施を推進する。
- (シ) 広域連携
過去の災害教訓から、広域で発生した災害に対して、近隣自治体間の相互協力・支援体制の構築を図る。
- (ス) 男女共同参画の推進
地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。
- (2) 災害応急
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測、発災直後は被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティの方など特に配慮を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に配慮するなど、

被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。

なお、災害応急段階において関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性予測、発災直後は被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保などの災害応急対策を総合的、かつ効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制の確立を県へ要請する。
- (ウ) 被災者に対する捜索救助及び救急活動並びに消火活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- (エ) 円滑な捜索救助及び救急活動並びに消防活動、医療活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度に基づく緊急輸送を行う。
- (オ) 被災状況に応じ、指定避難所等の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者への確、かつ分かりやすい情報を速やかに公表し、伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料及び飲料水並びに生活必需品等を調達し、ニーズに応じて供給する。
- (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等、被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、遺体対策を迅速に行う。
- (ケ) 感染症等の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など各種感染症対策を講じた防災対策を推進する。
- (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を行うとともに、物価の安定や物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じ住民の避難を考慮した応急対策を行う。
- (シ) ボランティア並びに義援物資及び義援金の受け入れなどにより、応急及び復旧対策を適切に行う。

(3) 災害復旧及び復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うとともに、同様の災害の再発を念頭に被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 被災状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定することで、事業を迅速かつ計画的に推進する。

- (イ) 物資及び資材の調達を計画的に実施するとともに、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の早期確立と、計画的な収集及び運搬により、適正かつ迅速に適切な廃棄物を処理する。
 - (エ) 同様の災害再発時の被害極限と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けた経済復興を支援する。
- ウ 県、市町村、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう、必要な措置をとるものとする。

2 計画の構成

この計画は、町で過去に発生した災害及び町の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定めたものである。

(1) 総則

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき事務及び業務の大綱、前提条件等について定める。

(2) 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等の計画とする。

(3) 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてこれを防御するとともに、災害情報等の収集、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画とする。

(4) 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、災害に強いまちを再構築するための計画とする。

計画は原則として全ての災害を対象とするが、必要に応じて震災時とその他の災害時とに区分して記載している。

(5) 東海地震に関する防災応急対策計画

東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時及び南海トラフ地震に関連する臨時情報発令時に実施する地震防災予防対策並びに発生時の応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

(6) 原子力災害対策計画

原子力災害発生時に住民を災害から守るために実施する応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

「災害対策基本法」第42条第2項第1号の規定により、町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設（災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときに被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。以下同じ。）の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、町の地域に係る防災に寄与するため、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 各機関等の責務

(1) 松川町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 長野県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 南信州広域連合飯田広域消防本部

飯田広域消防本部は、町を含む構成市町村の消防機関として、非常災害時には、「消防法」（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく権限により自主的な防災活動を実施するとともに、町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等と相互に協力し、防災活動を実施する。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、法令及び各行政機関の定める「防災業務計画」に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

(6) 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害には災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、日頃から大規模災害に備え、町、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行い、平常時より、災害に対する備えを心がけるものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

町及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

(1) 松川町

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
松川町	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災会議、町警戒本部及び町災害対策本部に関すること ・防災施設の新設、改良等整備及び復旧に関すること ・水防その他の応急措置に関すること ・町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること ・災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること ・防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること ・公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること ・その他町の所掌事務についての防災対策に関すること
松川町消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設・消防体制の整備に関すること ・防災に関する訓練、教育、広報に関すること ・消防及び救助活動に関すること ・災害情報の収集・伝達に関すること ・水防活動に関すること ・災害予防、警戒及び災害応急活動に関すること ・災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動に関すること ・予警報の伝達に関すること ・その他災害現場の応急作業に関すること ・自主防災組織の育成及び指導に関すること ・災害の防除、鎮圧に関すること ・防災資機材の備蓄、整備に関すること ・その他消防組合の掌握事務についての防災対策に関すること

(2) 長野県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること ・防災施設の新設、改良等整備及び復旧に関すること ・水防その他の応急措置に関すること ・県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること ・災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること ・その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること ・町及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること ・自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること
長野県警察本部 (飯田警察署・松川町交番)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の収集及び伝達に関すること ・避難指示又は緊急安全確保に関すること ・被災者の救出に関すること ・交通規制及び警察区域の設定に関すること ・危険区域への立入の規制及び警備に関すること ・行方不明者の調査又は死体の検死に関すること ・犯罪の予防、取締りに関すること ・危険物の取締りに関すること ・被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること ・避難状況等に関する情報の収集に関すること
南信州地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における南信州地方部の設置及び運営に関すること ・災害時における情報等の収集及び伝達に関すること ・災害の応急措置に関すること ・災害の被害調査に関すること
飯田保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産、救護、感染症予防、毒劇物事故防止等に関すること
飯田建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路の確保に関すること ・道路・河川・砂防施設等の機能の確保に関すること

(3) 広域連合

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
南信州広域連合 飯田広域消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設等の新設、改良等整備に関すること ・防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること ・災害情報等に関する伝達、災害の情報及び被害調査に関すること ・高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の伝達に関すること ・消防及び救助・救急活動に関すること ・水防活動に関すること ・構成市町村災害対策本部・消防団との連携・協調に関すること ・被災者の救出に関すること

(4) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること ・他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
<p>関東財務局 (長野財務事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する資金の融通の斡旋に関すること ・災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること
<p>関東信越厚生局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
<p>関東農政局 (松本駐在所)</p>	<p>○災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること ・農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること ・自ら管理又は運営する施設、設備に関すること ・農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること ・防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用用水排水路施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること <p>○応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること ・災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ・災害時における生鮮食料品等の供給に関すること ・災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病害虫の防除に関すること ・土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること <p>○復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること ・災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
<p>中部森林管理局 (南信森林管理署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること ・林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること ・災害応急対策用材の供給に関すること
<p>関東経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ・被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関すること ・被災中小企業の振興に関すること
<p>中部経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の供給の確保に必要な指導に関すること
<p>関東東北産業保安監督部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること
<p>中部近畿産業保安監督部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の保安に関すること

<p>北陸信越運輸局 (長野運輸支局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送の斡旋並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
<p>東京管区気象台 (長野地方気象台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動及び水象の観測並びに及びその成果の収集、及び発表に関すること ・気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること ・地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること ・災害防止のための統計調査に関すること
<p>信越総合通信局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信・放送の確保に関すること ・非常通信に関すること ・非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること ・災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
<p>長野労働局 (飯田労働基準監督署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること ・被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること ・事業場における産業災害の防止に関すること ・事業場における自主的防災体制の確立に関すること
<p>中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所) (飯田国道事務所) (天竜川ダム統合管理事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の耐震性の確保に関すること ・応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること ・機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること ・公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定に関すること ・関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること ○初動対応 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣すること ○応急・復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関すること ・防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること ・路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の緊急点検の実施に関する事 ・緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施に関する事 <p>○警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達に関する事 ・地震災害警戒体制の整備に関する事 ・人員・資機材等の配備・手配に関する事 ・緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力に関する事 ・道路利用者に対する情報の提供に関する事
中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事。 ・災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事。
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 ・復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事。
陸上自衛隊第13普通科連隊 (松本駐屯地)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生以前の警戒段階における連絡調整に関する事 ・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事
防衛省自衛隊 長野地方協力本部 (飯田出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急復旧活動に関する事

(5) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (信越支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関する事 ・災害時における窓口業務の確保に関する事
東海旅客鉄道(株) (東海鉄道事業本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の地震防災に関する事 ・地震災害時における避難者の輸送に関する事
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事
N T T 東日本(株) (株)NTT ドコモ (長野支店) K D D I (株) ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の保全に関する事 ・災害非常通話の確保及び気象情報に関する事
日本銀行 (松本支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 ・損傷通貨の引換に関する事
日本赤十字社長野県支部 (下伊那赤十字病院)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産等救助、救護に関する事 ・地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 ・義援金の募集に関する事
国立病院機構 (関東信越ブロック)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産等救護に関する事
日本放送協会 (長野放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等広報に関する事

日本通運(株) (長野支店)	・災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること
中部電力パワーグリッド(株) 飯田支社	・電力施設の保全、保安に関すること ・電力の供給に関すること
中日本高速道路(株)名古屋支社 飯田保全・サービスセンター	・中央自動車道(中津川IC～伊北IC)の防災に関すること

(6) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	・ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること ・排水機場の改良及び復旧に関すること
信南交通(株)・伊那バス(株) (公社)長野県バス協会	・災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること
(公社)長野県トラック協会	・災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること
信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株)	・天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること
長野県情報ネットワーク協会	・天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること
(一社)飯田医師会 (一社)飯田下伊那歯科医師会 (飯伊地区包括医療協議会) (一社)飯田下伊那薬剤師会 等	・災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること
(一社)長野県LPガス協会	・液化石油ガスの安全に関すること
(一社)長野県建設業協会	・災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること
(社福)長野県社会福祉協議会	・災害ボランティアに関すること ・災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
みなみ信州農業協同組合	・町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・農作物の災害応急対策の指導に関すること ・被災農家に対する融資、斡旋に関すること ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること ・農作物の需要調整に関すること
飯伊森林組合	・町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・被災組合員に対する融資、斡旋に関すること ・木材の供給と物資の斡旋に関すること
松川町商工会	・町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・被災組合員に対する融資、斡旋の協力に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物価安定の協力に関すること ・救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること
南信州まつかわ 観光まちづくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施に関すること ・災害時における宿泊者の救護に関すること ・災害時における避難者の救護応援協力に関すること
(株)チャンネル・ユー 飯田エフエム放送(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報及び警報・災害情報等広報に関すること
病院等医療施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ・災害時における入院者の保護及び誘導に関すること ・災害時における病人等の収容及び保護に関すること ・災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
社会福祉施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ・災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者等に対する資金融資に関すること
危険物施設及び 高圧ガス施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の徹底に関すること ・防護施設の整備に関すること
赤十字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> ・町、県が行う災害応急対策の協力に関すること ・被災者の救助活動及び義援金品の募集の協力に関すること
(社福) 松川町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアに関すること
自主防災会 (区会、自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること ・被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等協力に関すること ・被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること ・自主防災活動の実施に関すること ・住民に対する情報の連絡、収受に関すること
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・平素から食品や飲料水その他の生活必需物資の備蓄及び耐震強化や転倒防止などの対策、並びに防災訓練への参加に関すること

第4節 防災面からみた松川町の概要

1 松川町の概要

(1) 自然条件

町は県の南西部に位置し、面積 72.9 km²を有している。町の中央部を南へ天竜川が流れており、天竜川を境として西側が竜西、東側が竜東と呼ばれる。竜西側は木曾山地の東側斜面、竜東側は伊那山地の西側斜面である。

ア 竜西

竜西側は、複合扇状地となっている。土石流によってつくられた扇状地が、主に活断層の活動によって分化し、大きく「上段」と「下段」に分かれている。その間を片桐松川が、東へ流下し天竜川へ達する。

上流部にあたる木曾山地は、断層に支配された山地で、断層破碎帯が発達し、深部まで風化したもろい花崗岩からなっているため、崩壊が発生しやすく、土砂の供給源となっている。

竜西側の山麓部には不安定土砂等が分布しており、扇状地は傾斜が大きいため、土石流災害が発生しやすい。また新期扇状地は、地下水位が高く砂がちであるため、地震時の液状化現象も起こりやすい。

イ 竜東（生田）

竜東側は、丘陵地状になっている。尾根沿いは小起伏面が広がっており、古い集落はここに立地する。豪雨時には峡谷部に水が集中するためである。町の北端部を東から小渋川が流れ天竜川へ達する。町の南部では間沢川が峡谷を形成し天竜川へ達する。

竜東は、深部まで風化した花崗岩であるために造成が容易で、農地などの人工改変地が多い。この人工改変地は豪雨時、地震時に斜面災害が発生する危険性がある。

ウ 天竜川低地部

天竜川の低地部は、洪水氾濫や液状化現象等の災害が生じやすい。特に町では下流部が狭くなっているため、水がせき止められ、過去にしばしば洪水氾濫が起こっている。近年、住宅地、工場等が立地している。

また町域内には、伊那谷断層帯などの活断層が多く分布している。これらの活断層は地震の発生源であることに加え、断層破碎帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっている。

このほかにも周辺には多くの活断層があり、さらに東海地震の震源域から 100km 圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

(2) 社会的条件

ア 避難行動要支援者

町の人口は、12,539 人（令和 2 年国勢調査）である。

このうち老年（65 歳以上）の総人口に占める割合は 34.5%と、県の総人口に対する老年人口比率 32.0%に比較して高い。しかし下伊那郡 13 町村平均よりも若干低くなっている。

老年人口割合（令和 2 年国勢調査）

	総人口	老年人口	老年人口割合
松 川 町	12,539	4,326	34.5%
下伊那郡（13 町村）	66,227	20,176	35.9%
飯 田 市	98,164	32,165	32.7%
長 野 県	2,048,011	654,562	32.0%

イ 建物

町における建物総数は 10,715 棟（うち、住宅総数は 6,251 棟）であり、その建築年代別の内訳は以下の表のようになっている。（令和 7 年 1 月 1 日現在の固定資産税家屋課税台帳をもとに算出）

松川町における建築年代別居宅建物棟数

	～昭和 56 年	昭和 57 年 ～平成 3 年	平成 4 年 ～平成 13 年	平成 14 年 ～平成 23 年	平成 24 年～	計
住宅総数	2,487 棟 (39.8%)	1,301 棟 (20.1%)	1,247 棟 (19.1%)	636 棟 (10.2%)	580 棟 (9.3%)	6,251 棟
建物総数	4,857 棟 (45.3%)	1,899 棟 (17.7%)	1,974 棟 (18.4%)	1,168 棟 (10.9%)	581 棟 (5.4%)	10,715 棟

このように昭和 56 年以前の建物が全体の半数弱を占めている。これらの建物は老朽化が進んでいると考えられ、地震の強い揺れや強風に対して十分な強度がないことが予想される。

また急傾斜地に隣接する建物も多く、ここでは土砂災害の危険性がある。

さらに木造建物の密集する地域では、火災時の延焼の危険性がある。

ウ 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

(ア) 町土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。街区では、人口の集住、危険な地域への居住等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、建築物等の安全確保対策等を講ずる必要があり、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援が必要である。

(イ) 家庭や地域ぐるみによる高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティの方など災害対応能力の弱い者（以下「避難行動要支援者」という。）の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

(ウ) ライフライン、コンピューター、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度はますます増大している。災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(エ) 住民意識及び生活環境の変化により、近隣扶助の意識の低下がみられる。そのため、コミュニティ、自主防災組織等の相互扶助組織の強化が必要である。さらに、避難行動要支援者を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練や防災思想の普及等の徹底を図る必要がある。

(オ) 地域の防災力向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 松川町の災害履歴

地震災害履歴を、風水害履歴に示す。

松川町の地震災害履歴

年代（西暦）	月	規模	被害内容
永享 5 年（1433）	9	M7 ≦	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応 7 年（1498）	8	M8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正 13 年（1586）	11	M7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文 2 年（1662）	5	M7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄 16 年（1703）	11	M8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永 4 年（1707）	10	M8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生
享保 3 年（1718）	7	M7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩れ、跳び石で死者 50 人余り。中央構造線の活動
享保 10 年（1725）	7	M6.5	諏訪・高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政 1 年（1854）	11	M8.4	安政東海地震。飯田で死者 34 人。32 時間後に安政南海地震発生
明治 24 年（1891）	10	M8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面の亀裂など。山崩れ多数
大正 12 年（1923）	9	M7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂
昭和 19 年（1944）	12	M7.9	東南海地震。飯田は震度 4。落石で飯田線が不通になった。
昭和 59 年（1984）	9	M6.8	長野県西部地震。松川町は震度 3
平成 7 年（1995）	1	M7.3	兵庫県南部地震。松川町は震度 3
平成 16 年（2004）	10	M8.0	新潟県中越地震。松川町は震度 3
平成 23 年（2011）	3	M9.0	東日本大震災。松川町は震度 4
令和 6 年（2024）	1	M7.6	令和 6 年能登半島地震。松川町は震度 4

※M=マグニチュード

(資料：町調べ)

松川町の風水害履歴

年代（西暦）	月	被害内容
昭和 34 年（1959）	9	伊勢湾台風（台風 15 号）により、全半壊家屋 38 戸
昭和 36 年（1961）	6	梅雨前線集中豪雨により、生田地域に死者 7 人、全半壊家屋 53 戸 流出家屋 29 戸
昭和 36 年（1961）	9	第二室戸台風。全半壊家屋 9 戸
昭和 54 年（1979）	10	台風 16 号による被害
昭和 57 年（1982）	9	台風 18 号による被害
昭和 58 年（1983）	9	台風 10 号により、床上・床下浸水多数あり。
平成 26 年（2014）	2	大雪（2/14、2/15 積雪深 71cm〔元大島〕）。交通機関が麻痺。ビニールハウス等被害多数
令和 2 年（2022）	7	梅雨前線の影響による被害。福沢川護岸崩落。柄山隧道崩落。町道 20 号線通行止め。

（資料：町調べ）

第5節 想定地震とその被害

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸断層型地震と、太平洋沿岸地域などに起こるプレート境界型地震がある。

平成 25、26 年度の 2 か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

1 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		想定ケース※
		Mj	Mw	
長野盆地西縁断層帯の地震 ①	58	7.8	7.1	4 ケース
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	8.5	7.64	1 ケース
	北側 ③	8.0	7.14	
	南側 ④	66	7.23	
伊那谷断層帯（主部）の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4 ケース
阿寺断層帯（主部南部）の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2 ケース
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2 ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4 ケース
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	1 ケース
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース

※陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。



2 被害想定結果

(1) 地震被害想定の結果（松川町）

想定地震の諸元

（長野県 平成 27 年 3 月公表）

項目	小項目	内陸型地震					
		長野盆地 西縁断層 帯の地震 (ケース 3)	糸魚川-静 岡構造線 断層帯の 地震 (全体)	糸魚川-静 岡構造線 断層帯の 地震 (北側)	糸魚川-静 岡構造線 断層帯の 地震 (南側)	伊那谷断 層帯(主 部)の地 震 (ケース 3)	阿寺断層 帯(主部 南部)の 地震(ケー ス1)
最大震度		3	6弱	4	6弱	6強	5強
建物被害 (棟)	液状化	全壊	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0
	揺れ	全壊	0	*	0	*	200
		半壊	0	10	0	10	1,040
	断層変位	全壊	0	0	0	200	0
	土砂災害	全壊	0	*	0	*	20
		半壊	0	*	0	*	50
	火災	焼失	0	0	0	0	0
	合計	全壊・焼失	0	*	0	*	210
		半壊	0	10	0	10	1,100
人的被害 (人)	死者数	建物倒壊	0	*	0	*	10
		(うち)屋内収容 物	0	*	0	*	*
		土砂災害	0	*	0	*	*
		火災	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	0	*	0	*	*
		合計	0	*	0	*	10
	負傷者数	建物倒壊	0	20	0	10	250
		(うち)屋内収容 物	0	20	0	10	10
		土砂災害	0	*	0	*	*
		火災	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	0	*	0	*	*
		合計	0	20	0	10	250
	重傷者数	建物倒壊	0	*	0	*	130
		(うち)屋内収容 物	0	*	0	*	*
		土砂災害	0	*	0	*	*
		火災	0	0	0	0	0

項目	小項目	内陸型地震						
		長野盆地 西縁断層 帯の地震 (ケース 3)	糸魚川-静 岡構造線 断層帯の 地震 (全体)	糸魚川-静 岡構造線 断層帯の 地震 (北側)	糸魚川-静 岡構造線 断層帯の 地震 (南側)	伊那谷断 層帯(主 部)の地 震 (ケー ス3)	阿寺断層 帯(主部 南部)の 地震(ケー ス1)	
	ブロック塀等	0	*	0	*	*	*	
	合計	0	*	0	*	140	*	
	自力脱出困難者数	0	*	0	*	30	0	
避難者 (人)	被災1日後	合計	0	*	0	*	500	*
		避難所	0	*	0	*	300	*
		避難所外	0	*	0	*	200	*
	被災2日後	合計	0	90	0	120	2,350	20
		避難所	0	50	0	60	1,180	10
		避難所外	0	50	0	60	1,180	10
	被災1週間 後	合計	0	40	0	50	1,660	10
		避難所	0	20	0	30	830	*
		避難所外	0	20	0	30	830	*
	被災1か月 後	合計	0	*	0	10	1,140	*
		避難所	0	*	0	*	340	*
		避難所外	0	*	0	*	800	*
避難行動要 支援者 (人)	避難所避難 者における 避難行動要 支援者数	1日後	0	*	0	*	60	*
		2日後	0	10	0	10	220	*
		1週間後	0	*	0	*	150	*
		1か月後	0	*	0	*	60	*
ライフライン (被災直 後)	上水道	断水人口(人)	0	3,680	0	4,070	12,300	1,540
	下水道	機能支障人口 (人)	690	3,470	690	3,730	10,450	1,870
	都市ガス	供給停止戸数 (戸)						
	電力	停電軒数(軒)	0	1,470	0	1,620	4,850	620
物資不足 (1日後)	食料	過不足量(食)	750	744	750	742	△336	750
	飲料水	過不足量(リットル)	1,092	△678	1,092	△1,059	△25,717	621
	毛布	過不足量(枚)	570	567	570	565	△34	570

大項目	小項目	内陸型地震		海溝型地震			
		木曾山脈西 縁断層帯 (主部北 部)の地震 (ケース 1)	境峠・神谷 断層帯(主 部)の地震 (ケース 1)	想定東海 地震	南海トラフ 巨大地震 (基本ケー ス)	南海トラフ 巨大地震 (陸側ケー ス)	
最大震度		6弱	5弱	6弱	6弱	6弱	
建物被害 (棟)	液状化	全壊	0	0	0	0	
		半壊	0	0	0	0	
	揺れ	全壊	0	0	0	0	30
		半壊	20	0	10	90	520
	断層変位	全壊	0	0	/	/	/
	土砂災害	全壊	*	*	*	*	20
		半壊	10	*	*	10	60
	火災	焼失	0	0	0	0	0
	合計	全壊・焼失	*	*	*	*	50
半壊		30	*	10	100	580	
人的被害 (人)	死者数	建物倒壊	*	*	*	*	*
		(うち)屋内収容 物	*	*	*	*	*
		土砂災害	*	*	*	*	*
		火災	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	*	0	0	*	*
		合計	*	*	*	*	*
	負傷者数	建物倒壊	10	*	10	20	110
		(うち)屋内収容 物	10	*	10	*	10
		土砂災害	*	*	*	*	*
		火災	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	*	0	*	*	*
		合計	10	*	10	20	110
	重傷者数	建物倒壊	*	*	*	10	60
		(うち)屋内収容 物	*	*	*	*	*
		土砂災害	*	*	*	*	*
		火災	0	0	0	0	0
		ブロック塀等	*	0	*	*	*
		合計	*	*	*	10	60
自力脱出困難者数		*	0	0	0	10	
避難者	被災1日後	合計	10	*	*	20	180

大項目	小項目	内陸型地震		海溝型地震				
		木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）	境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	想定東海地震	南海トラフ巨大地震（基本ケース）	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）		
(人)	避難所	避難所	*	*	*	10	110	
		避難所外	*	*	*	10	70	
	被災2日後	合計	180	*	100	510	1,540	
		避難所	90	*	50	260	770	
		避難所外	90	*	50	260	770	
	被災1週間後	合計	90	*	50	260	960	
		避難所	40	*	20	130	480	
		避難所外	40	*	20	130	480	
	被災1か月後	合計	10	*	*	40	520	
		避難所	*	*	*	10	150	
		避難所外	10	*	*	30	360	
	避難行動要 支援者 (人)	避難所避難者における 避難行動要 支援者数	1日後	*	*	*	*	20
			2日後	20	*	10	50	140
			1週間後	10	*	*	20	90
			1か月後	*	*	*	*	30
ライフライン (被災直後)	上水道	断水人口(人)	4,860	90	4,070	8,300	11,600	
	下水道	機能障人口(人)	4,270	760	3,760	7,040	9,750	
	都市ガス	供給停止戸数(戸)						
	電力	停電軒数(軒)	1,900	30	1,630	3,220	4,580	
物資不足 (1日後)	食料	過不足量(食)	733	750	744	703	372	
	飲料水	過不足量(リットル)	△2,079	1,064	△920	△7,304	△19,424	
	毛布	過不足量(枚)	560	570	567	544	360	

※「*」：わずか

※人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（ ）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

※「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。

※「物資不足」では△が不足量を、正の数は需要量を上回る主要需要量や給水可能量を示す。

各被害の条件・定義一覧

大項目	建物被害 (棟)	人的被害 (人)	避難者 (人)	避難行動 要支援者 (人)	ライフ ライン (被災直後)	物資不足 (1日後)
内 陸 型 地 震	長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (全体)	冬18時、 強風時	夏12時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (北側)	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (南側)	冬18時、 強風時	夏12時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	伊那谷断層帯 (主部) の地震 (ケース3)	冬18時、 強風時	夏12時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	阿寺断層帯 (主部南部) の地震 (ケース1)	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	木曾山脈西縁断層帯 (主部北部) の地震 (ケース1)	冬18時、 強風時	夏12時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
境峠・神谷断層帯 (主部) の地震 (ケース1)	冬18時、 強風時	夏12時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	
海 溝 型 地 震	想定東海地震	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時

(2) 東海地震の被害想定結果 (長野県全体)

(中央防災会議 平成15年3月公表)

ア 人的被害 (死者:人)

発生	予知情報	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100
	予知情報あり	約20	—	—	約30
12時	予知情報なし	約20	約30	—	約60
	予知情報あり	—	—	—	約10
18時	予知情報なし	約40	約30	約50	約100
	予知情報あり	—	—	約10	約20

イ 建物被害（全壊棟数：棟）

発生	予知情報	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計
5時	予知情報なし	約 1,300	約 900	約 600	約 1,500	約 4,200
	予知情報あり	約 1,300	約 900	約 600	—	約 2,800

(3) 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果（長野県全体）

（中央防災会議：平成 24 年 8 月公表）

ア 人的被害（死者：人）

発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
夏 12 時	約 20	—	—	約 20
冬 18 時	約 30	約 10	—	約 40
冬深夜	約 50	約 10	—	約 50

※「—」：わずか

※東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速 8 m/s、早期避難率低

イ 建物被害（全壊棟数：棟）

発生	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計
基本ケース	—	約 600	—	—	約 600
陸側ケース	約 700	約 1,500	約 90	約 10	約 2,400

※「—」：わずか

※東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速 8 m/s

第6節 防災ビジョン

わが国においては、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟中越地震、平成19年の新潟中部沖地震、平成20年の岩手宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、長野県北部地震、長野県中部地震、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震など甚大な被害をもたらした震災が発生している。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震を超えるマグニチュード9.0を記録した東日本大震災（平成23年3月11日14時46分）の発生とそれに伴う巨大津波、液状化現象や地盤沈下などにより、死者・行方不明者数は19,000人以上にも及び、避難者数は一時10万人以上に達した。

また、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震では、死者249人、住宅の全壊棟数8,674棟（平成29年10月時点）のほか、八代市、人吉市、宇土市、大津町、益城町の自治体庁舎が被災し、庁舎損壊等のため庁舎外への機能移転を余儀なくされ、発災後の対応に多大な影響を及ぼした。

さらに令和6年1月1日元日に発生した能登半島地震では、石川県を中心に富山県、新潟県、福井県で大きな被害が発生、特に石川県奥能登地方における被害は甚大であり、地理的特性は復旧・復興対応に大きな影響を与えるとともに、同年9月には地震災害被災地において豪雨災害が発生し、不幸にも地震と風水害の2重被災が同じ地域で起きてしまった。

風水害等の被害については、平成23年8月に発生した台風12号により西日本から北日本にかけての広い範囲で記録的な大雨となった。このため、土砂災害、浸水、河川の氾濫等により、全国で死者49人、行方不明者55人となり、広い範囲で床上・床下浸水などの住家被害、田畑の冠水などの農林水産業への被害、鉄道の運休などの交通障害が発生した。

これら自然災害による年間の死者・行方不明者数は19,437人にのぼり、平成7年（阪神・淡路大震災の犠牲者6,436人を含む。）を大幅に超える戦後最大の被害となり、改めて日頃からの「備え」とともに、人と人とのつながり・絆の重要性を認識する出来事となった。

本県においても、昭和36年6月に死者・行方不明者136人、浸水戸数18,488戸に及ぶ未曾有の大災害となった三六災害や平成18年7月豪雨においては、天竜川水系の上伊那、諏訪地域では死者12人のほか、住家、道路、河川等に甚大な被害が発生し、身近で災害の恐ろしさを目の当たりにしたところである。また、令和元年10月に発生した台風19号による被害は、長野県内で河川氾濫による甚大な被害が発生、この水害は、広く東日本の広範囲に被害をもたらした。更に、県が実施した「長野県地震対策基礎調査報告書」（平成27年3月公表）によると、東海地震や南海トラフ地震を含め11パターンの地震被害を想定しているが、そのうち松川町では伊那谷断層帯を震源とする地震（マグニチュード8.0）による被害が最も大きいとされ、町内における震度分布、液状化分布、建物被害、出火被害、人的被害等が明らかにされている。

そのため、過去の災害を教訓とし、国、県、町、民間事業者、地域コミュニティ、地域住民の一人一人まで、あらゆる主体が「備え」を実践していく必要がある。

一方、国においては、東日本大震災や大規模土砂災害等の風水害等を踏まえ、平成24年6月、平成25年6月、平成26年11月に災害対策基本法が改正されており、平成24年6月の改正では、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。さらに、平成25年6月の改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者等の「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務づけられている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、人命だけは何としても守るとともに、わが国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され同年12月に施行されており、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。南海トラフ地震防災対策推進地

域は1都2府26県707市町村が指定され、長野県においては本町を含む県の南側34市町村が指定されている。

さらに、平成30年7月豪雨の教訓から「避難指示等に関するガイドライン」が改定され、避難情報等を5段階の警戒レベルに整理、わかりやすく情報提供できるよう改善された。しかし、令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)で1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142箇所が決壊する甚大な被害が発生し、警戒レベルの運用により避難情報等はわかりやすくなったという意見がある一方で、避難指示で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に避難指示と緊急安全確保の両方が位置づけられ分かりにくいとの課題も顕在化した。このため災対法が改正され、警戒レベル4の避難指示と避難指示については「避難指示」に一本化、これまでの避難指示のタイミングで避難指示を発令することとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」として災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。これにより、「避難指示等に関するガイドライン」が見直され、「避難情報に関するガイドライン」と改定された。

これらの大規模災害による教訓や国等の取組を踏まえ、引き続き松川町において災害による被害を軽減し、安全・安心な社会を創造していく必要がある。

行政による「公助」のみならず、住民相互による「自助」、「共助」の取組が不可欠であり、この「自助」、「共助」、「公助」を防災ビジョンとし、町と住民が一体となり、地域コミュニティを中心とした防災体制を構築していく。